

# 長浜市立長浜小学校 いじめ防止基本方針

## I. いじめ防止等についての基本的な考え

「いじめ防止対策推進法」において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

いじめは、理由の如何に関わらず「人間として絶対に許されない行為」であり、全教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、いじめ撲滅のために徹底して取り組む重要課題です。しかしながら、その本質は表面化しにくく、根の部分に関わりにくいものでもあります。

そのため、本校では「いじめ対策委員会」を常設し、保護者や関係機関と連携を図りながら、未然防止と早期発見・早期対応に向けて組織的に取り組めます。

## II. 未然防止するための取組

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけをする「未然防止」の取組が有効な対策と考えます。

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

- 子どもたちが、毎日学校に来ることが楽しみになるような学習や活動の取組に努めます。
- つまずきに焦点を当て「わかる・できる喜び」を体得できるように授業改善を行い、一人一人の子どもが生き生きと学習に臨めるように努めます。
- 日々の授業を魅力あるものにするように努め、「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育みます。
- 学級のルールや規範を定め、規律ある学級経営ができるようにします。
- 「ありがとう」と感謝の気持ちを表したり、「ごめんなさい」と謝罪の気持ちを表したりするなど、温かい言葉がたっぷりの学級集団づくりに努めます。
- 年間を通し、教師と地域ボランティアの読み聞かせや読書活動を推進することで、豊かな子どもの心を育てることに努めます。
- 道徳教育を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、「正義」と「思いやり」の気持ちを育むことに努めます。
- 「命」「思いやり」「伝統文化」を重点とした道徳授業を、各学年が同時期に行うなど、全校的な取組にすることで、子どもの道徳的実践力を高めます。
- いじめや差別を許さないことを、日常の教育実践の基本とし、人権教育の充実に努めます。

- 児童会活動を推進し、「あいさつ運動の推進」「人権意識の向上」について、子どもたちが自分の問題として主体的に関わり、取り組めるようにします。
- 職員会議や学年会で子どもを語る会をもち、気になる児童の様子を交流することなど、多くの目で子どもを観察し、指導に活かします。
- 生徒指導の全体計画・基本方針を検討したり、外部講師を招いたりするなどして、校内研修を充実させます。

### Ⅲ. 早期発見のための取組

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、速やかに的確な関わりをするようにします。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者、関係機関との情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

- 「悩みや相談をしっかりと聞く」という心構えのもとに体制づくりを進めます。
- 子どもの変化を見逃さないように、日常的にあいさつや声かけを積極的に行うことで児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- 子どもの作文や日記・話し合い活動等から、子どもの生活の様子を把握することに努めます。
- 学期に1回、教育相談強調月間を設定し、児童の思いを把握するように努めます。
- 「子どもを語る会」を定期的で開催し、子どものアセスメントに基づく対応のあり方を考えます。
- 「相談BOX（聞いて聞いてBOX）」を設置し、人に言えない悩みや思いの受け皿とします。
- 児童を対象に、学期に1回以上の定期的な生活アンケートを実施します。
- 職員会議や学年会で子どもの様子を話し合うことを通して、多くの目で子どもの現状を把握するように努めます。
- 保健室を日常的な教育相談の場ととらえ、子どもの言葉に耳を傾け、子どもの悩みや不安に寄り添った指導ができるようにします。
- 学期に1回を目処に、保護者に「SOSいじめ早期発見チェック表」を配布し、いじめ

の観点から子どもの様子を観察していただいたり、保護者の教育相談日を定期的に設けたりして、保護者との相談を積極的に行うようにします。

#### IV. 早期対応に向けた取組

いじめ問題への対応については、未然防止を含め、学校における組織的な対応が必要です。いじめの原因や背景には様々な要因が考えられるので、一人の目だけでは正しい子ども理解はできません。できるだけ多くの人から情報を収集し、組織的な対応を行い解決していくことが大切です。

##### (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴します。
- いじめの発見・通報を受けた教職員は、直ちに教頭や生徒指導主任に報告し、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催します。
- 報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有し、直ちに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- 関係児童が多い場合は、1対1対応で事情を聞いたり、関係児童を集めて事実をつきあわせたりするなどして、正確な事実確認ができるように努めます。
- 事実確認の結果は、必要に応じて教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- 当該児童の指導方針について協議し、教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに外部機関と連携し、適切に援助を求めます。

##### (2) いじめを受けた児童への指導またはその保護者への支援

- いじめを受けた児童の立場に立って、受容的に事実関係を聴取します。
- 複数の教職員で当該児童を見守ります。
- 教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談所、警察官など、外部専門家に協力を依頼します。
- いじめが解決したと思われる場合においても、継続した見守り等の支援を行います。
- 家庭訪問等により、いじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝えます。また、今後の対応の方針を保護者に示し、保護者と連携して、いじめ解消に向けて取り組みます。
- 対応の経過を保護者に伝えるとともに、保護者から児童の様子についての情報提供を求めます。

### (3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- いじめを行った児童から、複数の教職員が中立的な立場で事実関係を聴取します。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官など、外部専門家に協力を依頼します。
- 児童のプライバシーに留意して対応します。
- 孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導を行います。
- 教育上必要と認める時は、子どもに対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。
- いじめを行った児童の保護者への連絡を行い、協力して対応に当たります。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、聞き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。
- いじめをやめさせるように指導します。また、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- 学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てます。
- 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- 必要に応じ、学級・学年・学校単位で指導を行い、子どもが主体的にいじめ撲滅に向けた行動を起こすことができるように努めます。

## V. ネット上のいじめへの対応

スマートフォンなど情報端末を使用したいじめも発生することがあります。インターネット上のいじめは、大人のわからないところで潜行するもので深刻なものです。保護者との連携を密にして、子どもが被害者や加害者にならないように努めます。

- 教員に対し、インターネットを通して行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
- 児童に情報化社会でのルール・マナーについて考えさせるとともに、誹謗中傷やいじめは人権侵害や犯罪であることを理解させ、絶対にさせないように努めます。
- PTA組織と協力し、保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、必要に応じて外部機関と連携をし、被害児童の気持ちに寄り添って、いじめの解消を図ります。

## VI. 校内組織

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法」第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割については、以下の通りとします。

### (1) 役割

- いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る。
- いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と共有を行う。
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめ情報の共有を図り、教職員や関係のある児童への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- 必要に応じて、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### (2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、生きる力加配、特別支援コーディネーター、教育相談主任、人権教育主任、養護教諭、本件に関わる学級担任・学年主任とします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、スクールカウンセラー、SSW、外部専門家の参加を得ます。

(3) いじめ問題発生時における組織および対応

